

北海道教育委員会教育長告示第75号

北海道が令和4年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する知事の権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任されている。

令和4年11月10日

北海道教育委員会教育長 倉本博史

(教育委員会所管分その76)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
北海道学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金								
1 北海道学校・家庭・地域の連携協力推進事業費補助金 学校・家庭・地域が連携協力し、地域住民等の参画による地域の実情に応じた取組を有機的に組み合わせ、地域と学校の連携・協働体制の構築に係る経費、放課後等支援、地域学校協働活動等、様々な教育支援活動を推進するため、予算の範囲内で補助する。								
別表の(1)の内容・機能を有するもの(体制構築に係る経費)	市町村(札幌市、旭川市及び函館市を除く。)	地域と学校の連携・協働体制の構築に必要な経費(謝金、旅費、交通費、消耗品費、通信運搬費、会場借上料、会議費、保険料、印刷製本費、雑役務費、委託費)※会議費以外の食糧費、交際費及び活動に参加する子どもの保険料や材料費など実費相当分は除く。	3分の2以内(寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金を控除した額以内の額)	教育第12号様式 教育第14号様式 教育第16号様式 教育第53号様式	教育第26号様式 教育第27号様式 教育第53号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 北海道教育庁生涯学習推進局社会教育課地学協働推進係	教育長	1 交付申請書及び実績報告書の様式並びにこれらに添付すべき関係書類の各様式については、平成26年北海道教育委員会教育長告示第22号で定める様式を使用すること。 2 書類は、市町村の所在地を所管する教育局長を経由すること。
別表の(3)の②のイの(ア)の内容・機能を有するもの(放課後子供教室)	市町村(札幌市、旭川市及び函館市を除く。)	1 放課後子供教室の実施に必要な経費(謝金、旅費、交通費、消耗品費、通信運搬費、会場借上料、会議費、保険料、印刷製本費、雑役務費、委託費)※会議	3分の2以内(寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に	教育第12号様式 教育第14号様式 教育第16号様式	教育第26号様式 教育第27号様式 教育第32号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 北海道教育庁生	教育長	1 交付申請書及び実績報告書の様式並びにこれらに添付すべき関係書類の各様式については、平成26年北海道教育委員会教育長告示第

		費以外の食糧費、交際費及び活動に参加する子どもの保険料や材料費など実費相当分は除く。 2 放課後子供教室実施のための備品の整備に必要な経費（施設整備費に該当するものは除く。）	当たり、当該寄附金その他の収入金を控除した額以内の額)	教育第32号様式 教育第33号様式	教育第33号様式	涯学習推進局社会教育課地学協働推進係		22号で定める様式を使用すること。 2 書類は、市町村の所在地を所管する教育局長を経由すること。
別表の(2)から(3)の②のイの(イ)から(4)までの内容・機能を有するもの(地域学校協働活動)	市町村(札幌市、旭川市及び函館市を除く。)	その他の地域学校協働活動等に必要な経費(謝金、旅費、交通費、消耗品費、通信運搬費、会場借上料、会議費、保険料、印刷製本費、雑役務費、委託費)※会議費以外の食糧費、交際費及び活動に参加する子どもの保険料や材料費など実費相当分は除く。	3分の2以内(寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金を控除した額以内の額)	教育第12号様式 教育第14号様式 教育第16号様式 教育第42号様式	教育第26号様式 教育第27号様式 教育第42号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 各教育局教育支援課	教育局長	交付申請書及び実績報告書の様式並びにこれらに添付すべき関係書類の各様式については、平成26年北海道教育委員会教育長告示第22号で定める様式を使用すること。 なお、同告示の様式中あて先に「北海道教育委員会教育長」とあるのは、「北海道教育庁〇〇教育局長」と書き換えて使用すること。
2 家庭教育支援活動事業費補助金 全ての保護者が安心して家庭教育を行うことができる支援体制の仕組みづくりが重要であることから、家庭教育支援チーム等による取組の拡充・強化を図りつつ、地域における家庭教育支援の基盤を構築するため、予算の範囲内で補助する。	市町村(札幌市、旭川市及び函館市を除く。)	家庭教育支援活動の実施に必要な経費(謝金、旅費、交通費、消耗品費、通信運搬費、会場借上料、会議費、保険料、印刷製本費、雑役務費、委託費)※会議費以外の食糧費、交際費及び活動に参加する保護者の保険料や材料費など実費相当分は除く。	3分の2以内(寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金を控除した額以内の額)	教育第12号様式 教育第14号様式 教育第16号様式 教育第43号様式 教育第44号様式	教育第26号様式 教育第27号様式 教育第43号様式 教育第44号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 各教育局教育支援課	教育局長	交付申請書及び実績報告書の様式並びにこれらに添付すべき関係書類の各様式については、平成26年北海道教育委員会教育長告示第22号で定める様式を使用すること。 なお、同告示の様式中あて先に「北海道教育委員会教育長」とあるのは、「北海道教育庁〇〇教育局長」と書き換えて使用すること。
3 地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業費補助金 子どもたちが安全で安心して教育を受けられるよう、学校、家庭、地域社会が一体となって、学校や通学路における子どもの安全・安心の確保に取り組む体制を整備するため、予算の範囲内で補助する。								

<p>(1) スクールガード・リーダーの巡回指導</p>	<p>市町村（札幌市、旭川市及び函館市を除く。）</p>	<p>1 スクールガード・リーダーの巡回指導の実施に必要な経費（謝金、消耗品費、保険料） 2 スクールガード・リーダー育成講習会の実施に必要な経費（謝金・旅費、会場借上料、印刷製本費、通信運搬費）</p>	<p>3分の2以内（寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金を控除した額以内の額）</p>	<p>教育第2号様式 教育第12号様式 教育第14号様式 教育第16号様式</p>	<p>教育第2号様式 教育第26号様式 教育第27号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課</p>	<p>教育長</p>	<p>1 交付申請書及び実績報告書の様式並びにこれらに添付すべき関係書類の各様式については、平成26年北海道教育委員会教育長告示第22号で定める様式を使用すること。 2 書類は、市町村の所在地を所管する教育局長を経由すること。</p>
<p>(2) スクールガード養成講習会</p>	<p>市町村（札幌市、旭川市及び函館市を除く。）</p>	<p>スクールガード養成講習会の実施に必要な経費（講師に対する謝金・旅費、会場借上料、印刷製本費、通信運搬費）</p>	<p>3分の2以内（寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金を控除した額以内の額）</p>	<p>教育第2号様式 教育第12号様式 教育第14号様式 教育第16号様式</p>	<p>教育第2号様式 教育第26号様式 教育第27号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課</p>	<p>教育長</p>	<p>1 交付申請書及び実績報告書の様式並びにこれらに添付すべき関係書類の各様式については、平成26年北海道教育委員会教育長告示第22号で定める様式を使用すること。 2 書類は、市町村の所在地を所管する教育局長を経由すること。</p>
<p>(3) 子どもたちの見守り活動</p>	<p>市町村（札幌市、旭川市及び函館市を除く。）</p>	<p>子どもたちの見守り活動の実施に必要な経費及び家庭や地域の関係機関・団体の連携の場の構築に必要な経費（謝金（スクールガードに対するものは除く。）、保険料、消耗品費、印刷製本費、会場借上料、通信運搬費、備品費（机等の事務器具は除く。））</p>	<p>3分の2以内（寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金を控除した額以内の額）</p>	<p>教育第2号様式 教育第12号様式 教育第14号様式 教育第16号様式</p>	<p>教育第2号様式 教育第26号様式 教育第27号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課</p>	<p>教育長</p>	<p>1 交付申請書及び実績報告書の様式並びにこれらに添付すべき関係書類の各様式については、平成26年北海道教育委員会教育長告示第22号で定める様式を使用すること。 2 書類は、市町村の所在地を所管する教育局長を経由すること。</p>